

開催期日 平成31年2月15日

開催場所 中島村役場 分序舎2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 平成31年2月15日 午後1時30分
閉 会 平成31年2月15日 午後2時20分
場 所 中島村役場 分庁舎2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する
～4号 処分について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
～8号
そ の 他

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参与した者

中島村農業委員会事務局長 本間俊一

5. 会議書記

中島村農業委員会局長補佐 近藤修

6. 開 会

事務局長

事務局長として、只今から平成31年第2回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

改めましてここにちは。2月に入りまして日一日と春の兆しが見えるのかなと思います。2月に入りますと各分野に渡りまして何かと気忙しいかと思いまます。話によりますと、ハウスのブロッコリーの種を蒔いたとか、露地のブロッコリーの種も近々蒔くんだという風な現況でございます。こうゆう中でとにかく気忙しくなるのかなと思いますが、インフルエンザが非常に流行っている、それから雨も雪も降らないという事で春に向かって水不足の心配が多々あります。天候に左右される現況でございます。くれぐれも、お体に気を付けて仕事をされますようお願いしたいと思います。

さて、本日の議案は8件ございます。どうぞ慎重審議を宜しくお願い申し上げ、大変簡単でございますが、挨拶と代えさせていただきます。本日はご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。本日は全員出席という事で本会議は成立しておりますので、ご報告申し上げます。なお、これより3の議事録署名人の選出からは議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、4番鈴木一男委員を指名した。

議長

議事に入る前に、議案第1号が私事の案件の為、議長を職務代理者の水野谷一男委員にお願いし、一時除斥する旨を宣した。

議長（水野谷）

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長（水野谷）

受付番号3号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第3号につきまして、2月9日に譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月9日に確認したところ問題はなく、また譲受人は農業委員でもあり遺贈された農地についての管理・所有は問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長（水野谷）

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

受付番号第3号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地についても2月9日に確認したところ問題はなく、今回の農地法3条による権利移転は遺贈による権利移転の為、故人が予め遺言書を残し、遺贈相手に申請人である●●●●氏に指名していた為、故人の遺志を尊重し法的にも問題ないと考えられます。以上報告終わります。

議長（水野谷）

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長（水野谷）

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣し、6番円谷宣芳委員の除斥を解除した。

6番円谷宣芳委員に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請

に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を告知し、議長の任を解く旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号4号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第4号につきまして、2月8日に譲渡人・●●●さん、譲受人●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月8日に水野谷一男農業委員と確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

受付番号第4号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、大木一男推進委員と同様に現地についても2月8日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号5号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

受付番号第5号につきまして、2月8日に譲渡人・●●●さん、譲受人・●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月8日に水野谷一男農業委員と確認したところ問題はなく、また譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

受付番号第5号につきまして、只今大木一男推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、大木一男推進委員と同様に現地についても2月8日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号6号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第6号につきまして、2月9日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月9日に円谷宣芳農業委員と確認したところ問題はなく、また譲受人は会社役員兼農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第6号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容

のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地についても2月9日に確認したところ問題はなく、譲受人は会社役員兼農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

受付番号4号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第4号につきまして、2月10日に貸し手・●●●さん、借り手・●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月10日に円谷宣芳農業委員と確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第4号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地についても2月10日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号5号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第5号につきまして、2月10日に貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないとの事でした。また、現地についても2月10日に円谷宣芳農業委員と確認したところ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第5号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地についても2月10日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作についても問題ないと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

受付番号6号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第6号につきまして、2月10日に貸し手・●●●●さん、借り手・

●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないと
事でした。また、現地についても2月10日に円谷宣芳農業委員と確認したと
ころ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われま
す。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第6号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容
のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地について
も2月10日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作について
も問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないものと認め、議案第7号農用地利用集積計画に対する意見の決定に
ついては、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

引き続き、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について事務
局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗
読説明した。

議長

受付番号7号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

受付番号第7号につきまして、2月10日に貸し手・●●●●さん、借り手・
●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容のとおり間違えないと
事でした。また、現地についても2月10日に円谷宣芳農業委員と確認したと
ころ問題はなく、また借り手は農家であり耕作についても問題ないと思われま
す。以上報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

受付番号第7号につきまして、只今八代一典推進委員から報告があった内容
のとおり間違えございません。また、八代一典推進委員と同様に現地について
も2月10日に確認したところ問題はなく、譲受人は農家であり耕作について

も問題ないと思われます。以上報告終わります。

議長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

——全員異議なしの声あり——

議長

異議ないと認め、議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって、全議案審議終了につきその他に入る旨を宣した。

事務局

その他として2点説明させていただきます。まず1点目、来月の農業委員会総会は3月15日（金）に分序舎2階会議室で行います。

続きまして2点目、本日の新年会についてですが、ご案内させていただきましたとおり、本日6時より鮨藤で行います。

議長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉　　会　　の　　日　　時
平成31年2月15日 午後2時20分

議決事項及び賛否の数

議案第1号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第2号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第3号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第4号	農地法第3条第1項の規定に対する処分の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名
議案第8号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について 原案のとおり可決	賛成6名 反対0名